

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所
アルテハイム鈴鹿 重要事項説明書

1 事業所について

法人名	医療法人 誠仁会
法人所在地	三重県鈴鹿市平田1丁目3番7号
電話番号	(059) 378-1417
代表者氏名	理事長 田中 彩子
設立年月日	昭和63年4月1日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問リハビリテーション事業所 平成15年6月1日 三重県指定
事業所の名称	訪問リハビリテーション事業所 アルテハイム鈴鹿
事業所の番号	2450380015号
事業の目的	要介護状態にあり、主治医が訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。
事業所の所在地	三重県鈴鹿市平田1丁目3番5号
電話番号	(059) 370-0653
代表者氏名	管理者 田中 寛 施設長 田中 寛
事業所の運営方針	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう に支援する。また実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉 サービスとの連携を密にし、サービスの提供に努めるものとする。
開設年月日	平成15年6月1日

3 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	鈴鹿市、亀山市
営業日及び営業時間	月～金（年末年始を除く） 午前9時から午後5時

4 職員の体制

管理者	1名
医師	1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上(常勤換算)
事務職員	1名以上

5 サービス内容

- ①基本的動作訓練（歩行、座位保持等）
- ②ADLの維持、向上訓練
- ③個々の住宅環境を利用した日常生活活動向上訓練
- ④住宅改修の助言

⑤福祉用具、自助具等の選択、利用方法の指導

⑥家族指導

6 サービス利用料金

※基本利用料

- ・訪問リハビリテーション費（1回につき）・・・・・・・・・・要支援 298単位／回
要介護 308単位／回

（20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定）

- ・移行支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17単位／日（要介護のみ）
- ・12月超減算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ▲30単位／回（要支援のみ）

（利用を開始した月から起算して12ヵ月を超えた期間に予防訪問リハを行った場合に発生する減算となります）

- ・診療未実施減算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ▲50単位／回

（当事業所医師の診察を行わない場合に減算されます。診察を行う場合はご連絡させていただきます。）

- ・退院時共同指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 600単位（退院につき1回まで）

（病院・診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士もしくは作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に算定が可能となります）

◆ご利用者様の介護度別サービス1月の所定単位数に、介護職員等処遇改善加算として、1.5%別途加算されます。

◆1単位あたり10.33円で計算され、ご利用者様のご負担は総合計の1割又は2割又は3割となります。

7 利用料金のお支払い方法

毎月末締めで翌月に請求書及び明細書をお渡しいたします。お支払い方法をご指定の銀行口座より自動引落しいたします。

百五銀行をご指定の場合・・・・・・・・・・毎月12日引落し

百五銀行以外をご指定の場合・・・・・・・・・・毎月27日引落し

ただし、月途中で利用中止等になった場合は窓口にて現金一括支払いをお願いいたします。

8 サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う理学・作業療法士、言語聴覚士

①サービス提供時に、担当の理学・作業療法士、言語聴覚士を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の理学・作業療法士、言語聴覚士が交替してサービスを提供します。

（2）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の交替

①ご利用者（ご契約者）からの交替の申し出

選任された理学・作業療法士・言語聴覚士の交替を希望する場合には、当該理学・作業療法士、言語聴覚士が業務上不適当の認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、

事業者に対して理学・作業療法士、言語聴覚士の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者(ご契約者)から特定の理学・作業療法士、言語聴覚士の指名はできません。

②事業者からの理学療法士・作業療法士、言語聴覚士の交替

事業者からの都合により、理学・作業療法士、言語聴覚士を交替することがあります。理学・作業療法士、言語聴覚士を交替する場合は、ご利用者(ご契約者)及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3)サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用者(ご契約者)は「5 サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令

訪問リハビリテーションサービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問リハビリテーションの実施にあたってご利用者(ご契約者)の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問リハビリテーション実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

(4)サービス内容の変更

サービス利用当日にご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5)理学療法士・作業療法士の禁止行為

理学・作業療法士はご利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご利用者(ご契約者)もしくはその家族からの金品等の授受

③ご利用者(ご契約者)の家族に対する訪問リハビリテーションサービス

④飲酒及び喫煙

⑤ご利用者(ご契約者)若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他ご利用者(ご契約者)若しくはその家族等に行う迷惑行為

9 事故発生時の対応について

訪問リハビリサービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡するものとします。また「事故取扱手順」に基づき必要な措置を講じるものとします。当事業所は、事故防止に努め、安全かつ適切な訪問リハビリサービスの提供体制を確立することを目的に、事故防止対策委員会を設置し、事故の防止策の検討及び研究等に努めます。

10 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1)当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(2)前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

1 1 虐待の防止対策

・当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するため、虐待防止を検討する委員会を定期的（2ヵ月に1回）に開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底をおこないます。また、防止のための指針の整備、定期的な研修、適切に虐待防止を実施するための担当者を設置しています。

1 2 業務継続計画の策定及び訓練

・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い、研修及び訓練を定期的の実施しています。また、災害時備蓄を整備し、災害時等での業務運営に対応できる体制を整えています。

1 3 職場におけるハラスメントの防止

・当施設は、適切なサービス提供と従業員の就業環境の保護を図るため、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止に関する方針を明確化し、必要な体制を整備しています。研修及びマニュアルの整備、相談窓口を設置しています。

1 4 要望又は苦情の申出

(1)当事業所に対する要望及び苦情は、迅速かつ適切に対応いたしますので、次の窓口に申出て下さい。

・訪問リハビリテーション事業所アルテハイム鈴鹿（担当 原 佳隆）

TEL（059）370－0653

・鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課指導グループ

TEL（059）369－3205

・三重県国民健康保険連合会介護保険課

TEL（059）222－4165

(2)要望及び苦情を受け付けた場合は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき処理体制手順に従って、対応いたします。

附則

令和8年9月より施行